

議案第49号

目黒区地域福祉審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区地域福祉審議会条例の一部を改正する条例

目黒区地域福祉審議会条例（平成12年3月目黒区条例第16号）の一部を
次のように改正する。

第4条中「2年」を「3年」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間において委嘱される
目黒区地域福祉審議会の委員の任期は、この条例による改正後の目黒区地域
福祉審議会条例第4条の規定にかかわらず、同日までとする。

（説明） 委員の任期を改めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出し
ます。